

# 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書

【様式第5号（R5.2）】

事業所名称	三の丸商事株式会社		対象労働者氏名	錦 花子
申請コース ※該当する番号を右から選択	2	1. 特定就職困難者コース 2. 生涯現役コース 3. 被災者雇用開発コース 4. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 5. 就職氷河期世代安定雇用実現コース 6. 生活保護受給者等雇用開発コース 7. 成長分野等人材確保・育成コース		
支給対象期	第 1 期	同一の対象労働者に係る2回目以降の申請で [ ある・ <b>ない</b> ]		

※同一の対象労働者に係る2回目以降の申請の場合、★がついた項目(1の④、2、6、8)のみ回答ください。

対象労働者に係る状況	1 対象労働者の労働条件等		安定所・労働局記載欄																																																									
	※①～③及び⑤欄は、対象労働者を雇入れた日(対象労働者がトライアル雇用労働者である場合は継続雇用に移行した日)における雇用契約に基づく労働条件についてそれぞれ記載																																																											
	① 一週間の所定労働時間: ( 40 時間 )		<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #4a86e8; color: white; font-size: 24px; font-weight: bold;">記載例</div> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #4a86e8; color: white; font-size: 18px; font-weight: bold; text-align: center;">雇入れ時の状況を記入して下さい</div>																																																									
	② 雇用期間 ( <b>定めなし</b> ・ 定めあり (契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日) ) ⇒定めありの場合 : 契約の更新が自動更新(更新条件なし又は本人が希望すれば更新するもの)で [ ある・ない ]																																																											
③ 継続雇用の有無等		※該当するコースに係る欄について、当てはまるものに○ (「7. 成長分野等人材確保・育成コース」の場合、裏面参照(※1))																																																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 特定就職困難者コース</td> <td>対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上(短時間労働者以外の [ ある・ない ] 重度障害者等は3年以上)あること)が確実に</td> </tr> <tr> <td>4. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 生涯現役コース</td> <td>対象労働者を1年以上継続して雇用することが確実に <b>ある</b>・ない ]</td> </tr> <tr> <td>3. 被災者雇用開発コース</td> <td>対象労働者を1年以上継続して雇用する見込みが [ ある・ない ]</td> </tr> <tr> <td>5. 就職氷河期世代安定雇用実現コース</td> <td>雇用形態: [ 正規雇用労働者 ・ それ以外 ] 処遇: 他の正規雇用労働者と労働条件等の処遇が [ 同じ ・ 異なる ]</td> </tr> <tr> <td>6. 生活保護受給者等雇用開発コース</td> <td>【①継続雇用の有無】 対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで [ ある・ない ] 継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あること)が確実に  【②雇用管理に関する事項の報告】 対象労働者の雇用管理にあたって課題となる事項や、事業所において配慮している事項を記載してください。(※対象労働者と直接仕事のやりとりをする立場にある同僚や、仕事全体の管理を行う直属の上司に確認のうえ、記載してください。)</td> </tr> </table>		1. 特定就職困難者コース	対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上(短時間労働者以外の [ ある・ない ] 重度障害者等は3年以上)あること)が確実に	4. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース		2. 生涯現役コース	対象労働者を1年以上継続して雇用することが確実に <b>ある</b> ・ない ]	3. 被災者雇用開発コース	対象労働者を1年以上継続して雇用する見込みが [ ある・ない ]	5. 就職氷河期世代安定雇用実現コース	雇用形態: [ 正規雇用労働者 ・ それ以外 ] 処遇: 他の正規雇用労働者と労働条件等の処遇が [ 同じ ・ 異なる ]	6. 生活保護受給者等雇用開発コース	【①継続雇用の有無】 対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで [ ある・ない ] 継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あること)が確実に  【②雇用管理に関する事項の報告】 対象労働者の雇用管理にあたって課題となる事項や、事業所において配慮している事項を記載してください。(※対象労働者と直接仕事のやりとりをする立場にある同僚や、仕事全体の管理を行う直属の上司に確認のうえ、記載してください。)	<p>賃金が時給制の場合は、時給額をそのまま記入してください。月給制や日給制の場合は、以下のよう な計算式となります。</p> <p>【月給制】 月決め賃金(+諸手当)支給総額 ÷ 月の所定労働時間</p> <p>【日給制】 日決め賃金(+諸手当)支給総額 ÷ 1日の所定労働時間</p>																																														
1. 特定就職困難者コース	対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上(短時間労働者以外の [ ある・ない ] 重度障害者等は3年以上)あること)が確実に																																																											
4. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース																																																												
2. 生涯現役コース	対象労働者を1年以上継続して雇用することが確実に <b>ある</b> ・ない ]																																																											
3. 被災者雇用開発コース	対象労働者を1年以上継続して雇用する見込みが [ ある・ない ]																																																											
5. 就職氷河期世代安定雇用実現コース	雇用形態: [ 正規雇用労働者 ・ それ以外 ] 処遇: 他の正規雇用労働者と労働条件等の処遇が [ 同じ ・ 異なる ]																																																											
6. 生活保護受給者等雇用開発コース	【①継続雇用の有無】 対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで [ ある・ない ] 継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あること)が確実に  【②雇用管理に関する事項の報告】 対象労働者の雇用管理にあたって課題となる事項や、事業所において配慮している事項を記載してください。(※対象労働者と直接仕事のやりとりをする立場にある同僚や、仕事全体の管理を行う直属の上司に確認のうえ、記載してください。)																																																											
★④ 支給対象期における各月の対象労働者の賃金 ※割増賃金等の支給額を確認するために必要となります。 計算方法については記載例をご参考ください。(記載例は愛知労働局ホームページにも掲載しております。)																																																												
賃金の1時間あたり単価 [ 210,000 ] ÷ [ 168 ] = [ 1,250 ]																																																												
※支給対象期における各月(※2)の賃金(※3)を記入してください(労働基準法第39条による年次有給休暇(※4)は、実労働時間に含めてください)。																																																												
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>1月目</td> <td>2月目</td> <td>3月目</td> <td>4月目</td> <td>5月目</td> <td>6月目</td> <td rowspan="2">合計</td> </tr> <tr> <td>日付</td> <td>1/26 (支給対象期の初日) ~ 2/25</td> <td>2/26 ~ 3/25</td> <td>3/26 ~ 4/25</td> <td>4/26 ~ 5/25</td> <td>5/26 ~ 6/25</td> <td>6/26 ~ 7/25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総労働時間</td> <td>173 時間</td> <td>162 時間</td> <td>169 時間</td> <td>147 時間</td> <td>175 時間</td> <td>168 時間</td> <td>994 時間</td> </tr> <tr> <td>うち 有給休暇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変形労働時間制の導入 (いずれかに○)</td> </tr> <tr> <td>時間外</td> <td>5 時間</td> <td>2 時間</td> <td>1 時間</td> <td>3 時間</td> <td>7 時間</td> <td>0 時間</td> <td>あり <b>なし</b> ※ありの場合、変形労働 時間制の単位(○で囲む)</td> </tr> <tr> <td>休日 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1か月・1年 それ以外( )</td> </tr> <tr> <td>総支給額</td> <td>246,813 円</td> <td>242,125 円</td> <td>240,563 円</td> <td>243,688 円</td> <td>249,938 円</td> <td>239,000 円</td> <td>1,462,127 円</td> </tr> </table>				1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	合計	日付	1/26 (支給対象期の初日) ~ 2/25	2/26 ~ 3/25	3/26 ~ 4/25	4/26 ~ 5/25	5/26 ~ 6/25	6/26 ~ 7/25		総労働時間	173 時間	162 時間	169 時間	147 時間	175 時間	168 時間	994 時間	うち 有給休暇							変形労働時間制の導入 (いずれかに○)	時間外	5 時間	2 時間	1 時間	3 時間	7 時間	0 時間	あり <b>なし</b> ※ありの場合、変形労働 時間制の単位(○で囲む)	休日 (%)							1か月・1年 それ以外( )	総支給額	246,813 円	242,125 円	240,563 円	243,688 円	249,938 円	239,000 円	1,462,127 円
	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	合計																																																					
日付	1/26 (支給対象期の初日) ~ 2/25	2/26 ~ 3/25	3/26 ~ 4/25	4/26 ~ 5/25	5/26 ~ 6/25	6/26 ~ 7/25																																																						
総労働時間	173 時間	162 時間	169 時間	147 時間	175 時間	168 時間	994 時間																																																					
うち 有給休暇							変形労働時間制の導入 (いずれかに○)																																																					
時間外	5 時間	2 時間	1 時間	3 時間	7 時間	0 時間	あり <b>なし</b> ※ありの場合、変形労働 時間制の単位(○で囲む)																																																					
休日 (%)							1か月・1年 それ以外( )																																																					
総支給額	246,813 円	242,125 円	240,563 円	243,688 円	249,938 円	239,000 円	1,462,127 円																																																					
⑤ 雇入れ時の労働条件が求人票に記載した労働条件と( <b>同じ</b> ・ 異なる ) ⇒異なる場合 : 変更した内容 [ 賃金 ・ 労働時間 ・ 契約期間 ・ 業務内容 ・ その他 ] : 変更した内容について、対象労働者に対する不利益又は違法行為はなく、本人との合意も ( ある・ない )																																																												

※裏面の注意事項についてもご確認ください。

➡ 裏面にも記載事項があります。

(表面)

		安定所・労働局記載欄
対象労働者に係る状況	★ 2 最低賃金減額特例 最低賃金の減額の特例許可を受けている者で	[ ある・ <input checked="" type="radio"/> ない ]
	3 雇用予約の有無 安定所等の紹介前に、対象労働者との間に雇用に関する合意(雇用の予約)が	[ ある・ <input checked="" type="radio"/> ない ]
	4 事前雇用・就労・訓練等の有無 雇入れ日前3年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあったこと、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたこと又は通算して3か月を超える訓練・実習等を受講させたことが	[ ある・ <input checked="" type="radio"/> ない ]
	5 親族の雇入れの有無 対象労働者が雇入れに係る事業所の事業主(法人にあっては代表者)又は取締役(取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。)の3親等内の親族に該当する事実が	[ ある・ <input checked="" type="radio"/> ない ]
	★ 6 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等(勧奨退職等を含む)したこと又は支給申請日の前日から起算して過去3年の間に今回申請するコースと同一のコース(対象労働者種別が同一の成長分野人材確保・育成コースを含む。)(※5)の対象労働者を解雇・雇止め等したことが	[ ある・ <input checked="" type="radio"/> ない ]
事業所に係る情報	7 雇入れ日前1年間(対象労働者が65歳以上の者である場合は3年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことのある事業主又は通算して3か月を超える訓練・実習等を受講等させたことのある事業主(有料・無料職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合は当該有料・無料職業紹介事業者等も含む)との間に、次の①・②に該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係が  ① いずれかが一方の発行済株式数又は出資の総額に占める他方の所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること 代表者が同一又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の ② 過半数を占めていること	[ ある・ <input checked="" type="radio"/> ない ]
	★ 8 国等の委託事業費から対象労働者の人件費が支払われて	[ いる・ <input checked="" type="radio"/> いない ]

### 記載にあたっての注意事項

(※1)「7. 成長分野等人材確保・育成コース」の場合、対象労働者種別に応じて以下のコースの間に回答してください。

対象労働者種別	対応コース
・60歳以上の者 ・身体障害者(45歳未満) ・身体障害者(45歳以上) ・重度身体障害者 ・知的障害者(45歳未満) ・知的障害者(45歳以上) ・重度知的障害者 ・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・中国残留邦人等永住帰国者 ・身 ・北朝鮮帰国被害者等 ・認定駐留軍関係離職者 ・沖縄失業者求職手帳所持者 ・漁業離職者求職手帳所持者 ・手帳所持者である漁業離職者等 ・一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者 ・認定港湾運送事業離職者 ・ウクライナ避難民 ・その他就職困難者	1. 特定就職困難者コース
・65歳以上の者	2. 生涯現役コース
・被災離職者 ・被災地居住者	3. 被災者雇用開発コース
・発達障害者 ・難治性疾患患者	4. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
・就職氷河期世代不安定雇用者	5. 就職氷河期世代安定雇用実現コース
・生活保護受給者 ・生活困窮者	6. 生活保護受給者等雇用開発コース

(※2)支給対象期と同様、対象労働者の雇入れに係る日から1か月ごとの賃金額を記入してください。第2期も同様の考え方に基つき記入してください。

(例:雇入れ日4月1日、賃金締切日が毎月20日の場合)

「1月目」には4月21日～5月20日まで、「2月目」には5月21日～6月20日まで(3月目以降も同様の考え方)の賃金額を記入してください。

(※3)賃金とは、対象労働者が行った労働に対する賃金であり、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いたものを指します。詳細は以下の表をご参照ください。

賃金に含まれるもの	賃金に含まれないもの
○時間外手当 ○労働基準法第26条の規定に基づく休業手当 ○有給休暇日に支払われる給与 ○住宅手当、物価手当、勤務手当、通勤手当、日直・宿直手当、単身赴任手当等	○臨時に支払われる賃金 業績手当、勤続報償金等、支給事由の発生が臨時的、あるいは不確定なもの、有給休暇の買い上げ ○3か月を超える期間ごとに支払われる賃金 賞与、単に支払事務の便宜を図るため、支給回数を3回以内としているもの等 ○現物給与(通貨以外のもので支払われる一切のもの) ○事業主の無過失賠償責任に基づき事業主が支払うもの 労働基準法第76条の規定に基づく休業補償費 ○健康保険の財源とする給付金 健康保険法第99条の規定に基づく傷病手当金 ○実費弁償的性格のもの 工具手当、寝具手当等 ○吉凶禍福に対して支給されるもの 祝金、見舞金等 ○就業規則等により事業主に義務づけられていない限り賃金に含まないもの 慰労金等 ○勤続年数に応じて支給されるもの 勤続報奨金等 ○解雇予告手当

(※4)年次有給休暇以外で、会社の就業規則で定められた有給休暇等は、実労働時間には含まれません。

(※5)次の訓練・実習等は、3か月を超えるものであっても不支給要件には該当しません。

- ・特別支援学校が教育課程の一環として実施するもの
- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における就労支援、就労準備支援事業又は就労訓練事業の一環として実施するもの
- ・生活保護法に基づく被保護者就労支援事業又は被保護者就労準備支援事業の一環として実施するもの

(※6)「7. 成長分野等人材確保・育成コース」の場合、「今回申請するコースと同一のコース」の部分を「今回申請する成長分野等人材確保・育成コースと対象労働者種別を同一とする特定求職者雇用開発助成金の他のコース」と読み替えてください。

(裏面)